ロ　前条第一項第二号のニに規定する額の算定方法に準じて算定した額

ハ　合併特例法第十七条又は旧法第十一条の適用を受ける市町村以外の市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）（ただし、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域として指定された地域を含む町村、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域を含む町村、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の区域を含む町村及び沖縄県の区域にある島のうち沖縄島以外の島の区域を含む町村並びに当該市町村（人口五万人未満の市及び町村に限る。）が該当する別表の区分に属する他の市町村と比較して人口密度が著しく低いこと又は災害その他特別の事情により他の市町村との比較が著しく困難であると総務大臣が認めた市町村は零とする。）

算式

$$(A-B\times\alpha)\times C\times\beta$$

算式の符号

A　当該市町村の前年度決算における人件費（退職手当を除く。）及び物件費を合算した額（特別の事情により発生するものとして総務大臣が認める経費を除く。）を当該市町村の人口で除して得た額

B　当該市町村が該当する別表の区分に属するすべての市町村（合併特例法第十七条又は旧法第十一条の適用を受ける市町村を除く。）の前年度決算における人件費（退職手当を除く。）、物件費を合算した額を当該すべての市町村の人口で除して得た額

C　当該市町村の人口

α　市にあつては1.25、町村にあつては1.35

β　次表の左欄に掲げる財政力指数に応じ、右欄に定める係数

財政力指数	係数
○・四未満	○・○五
○・四以上　○・五未満	○・○六
○・五以上　○・六未満	○・○七
○・六以上　○・七未満	○・○八
○・七以上　○・八未満	○・○九
○・八以上	○・一

五　当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額。ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける市町村については、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額が同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額を超える額とする。

六　地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第三号」とあるのは「第六号」と、同条第四項中「第一項第一号」とあるのは「第三条第一項第三号」と読み替えるものとする。

ロ　前条第一項第二号のニに規定する額の算定方法に準じて算定した額

ハ　合併特例法第十七条又は旧法第十一条の適用を受ける市町村以外の市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）（ただし、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域として指定された地域を含む町村、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域を含む町村、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の区域を含む町村及び沖縄県の区域にある島のうち沖縄島以外の島の区域を含む町村並びに当該市町村（人口五万人未満の市及び町村に限る。）が該当する別表の区分に属する他の市町村と比較して人口密度が著しく低いこと又は災害その他特別の事情により他の市町村との比較が著しく困難であると総務大臣が認めた市町村は零とする。）

算式

$$(A-B\times\alpha)\times C\times\beta$$

算式の符号

A　当該市町村の前年度決算における人件費（退職手当を除く。）及び物件費を合算した額（特別の事情により発生するものとして総務大臣が認める経費を除く。）を当該市町村の人口で除して得た額

B　当該市町村が該当する別表の区分に属するすべての市町村（合併特例法第十七条又は旧法第十一条の適用を受ける市町村を除く。）の前年度決算における人件費（退職手当を除く。）、物件費を合算した額を当該すべての市町村の人口で除して得た額

C　当該市町村の人口

α　市にあつては1.25、町村にあつては1.35

β　次表の左欄に掲げる財政力指数に応じ、右欄に定める係数

財政力指数	係数
○・四未満	○・○五
○・四以上　○・五未満	○・○六
○・五以上　○・六未満	○・○七
○・六以上　○・七未満	○・○八
○・七以上　○・八未満	○・○九
○・八以上	○・一

五　当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額。ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける市町村については、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額が同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額を超える額とする。

六　地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第三号」とあるのは「第六号」と、同条第四項中「第一項第一号」とあるのは「第三条第一項第三号」と読み替えるものとする。